

環境行政の体制

1. 環境行政組織

— 環境政策部 —

■総務課

- 庶務係
 - (1)局、部、課の庶務
 - (2)広報
 - (3)局の予算及び決算
 - (4)局内事務の連絡調整
 - (5)環境保全基金
 - (6)局内他課の所管に属しないこと
- 職員係
 - (1)労務
 - (2)安全及び衛生管理
 - (3)公傷
 - (4)局事業に係る事故の処理
 - (5)福利厚生
- 環境首都政策係
 - (1)環境政策
 - (2)北九州市環境基本条例（平成12年北九州市条例第71号）
 - (3)環境基本計画
 - (4)北九州市環境審議会
 - (5)市役所のエコオフィス推進
 - (6)環境政策の広報

■環境学習課

- 環境学習係
 - (1)課の庶務
 - (2)環境学習及び環境教育
 - (3)環境学習施設間の連携
- ESD推進係
 - (1)エコライフ事業の推進
 - (2)市民活動の調整

— 環境未来都市推進室 —

- 低炭素推進係
 - (1)室の庶務
 - (2)環境モデル都市に関する連絡調整及び総括
 - (3)環境未来都市及び国際戦略総合特区の推進に係る局内の総括
 - (4)都市環境の低炭素化に係る総合調整
- 自然共生係
 - (1)自然環境の保全（他局の所管に属するものを除く）
- 政策係
 - (1)市民の環境行動を促す仕組みの構築

- (2)総合的な新エネルギー及び省エネルギー政策
- 環境産業政策係
 - (1)環境産業の育成及び振興
 - (2)環境産業に関する調査及び企画
 - (3)企業の環境経営の促進
 - (4)北九州市エコタウンセンターの管理及び運営

— 環境国際戦略室 —

■環境国際戦略課

- 企画調整係
 - (1)室・課の庶務
 - (2)国際環境協力の方針及び推進
 - (3)国際機関との連携
 - (4)海外研修員の受入れ及び技術専門家の派遣に係る調整
- 事業運営係
 - (1)アジア低炭素化センターの管理及び運営
- 技術移転・交流係
 - (1)環境国際ビジネス促進事業
- 事業化支援係
 - (1)環境国際ビジネスの事業化に対する支援

— 環境監視部 —

■環境保全課

- 企画調整係
 - (1)部、課の庶務
 - (2)環境影響評価法（平成11年法律第81号）及び北九州市環境影響評価条例（平成10年北九州市条例第11号）
 - (3)公害防止協定及び環境保全協定の締結
 - (4)北九州地域公害防止計画
 - (5)特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）に係る届出の受理
- 大気騒音係
 - (1)公害監視センターの管理
 - (2)大気環境の監視
 - (3)大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）及びダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）に係る届出の受理及び審査
 - (4)特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）に係る届出の受理

- (5)北九州市公害防止条例（昭和45年北九州市条例第19号）に係る届出（大気、騒音及び振動に関するものに限る）
 - (6)騒音規制法（昭和43年法律第98号）及び振動規制法（昭和51年法律第64号）に係る届出の受理及び審査
 - (7)騒音及び振動に係る環境の監視
- 水質土壌係
 - (1)公共用水域、地下水及び土壌の環境の監視
 - (2)水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に係る届出の受理及び審査
 - (3)瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）に係る許可等
 - (4)土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に係る届出の受理及び審査
 - (5)北九州市公害防止条例に係る届出（水質に関するものに限る）の受理及び審査

■産業廃棄物対策室

- (1)室の庶務
- (2)産業廃棄物処理業の許可
- (3)産業廃棄物処理施設に係る許可
- (4)行政処分（許可に係るものに限る）
- (5)ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）
- (6)使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）に係る届出等の受理及び許可

■監視指導課

- 監視指導第一係
- 監視指導第二係
 - (1)課の庶務
 - (2)公害発生源の監視指導（立入り検査、報告徴収）
 - (3)行政処分（許可に係るものを除く）
 - (4)公害に関する苦情、要望の処理
 - (5)不法投棄防止対策

— 循環社会推進部 —

■循環社会推進課

- 計画係
 - (1)部、課の庶務
 - (2)一般廃棄物の処理に関する基本計画及び実施計画
 - (3)廃棄物の処理施設及び最終処分場の建設計画
 - (4)産業廃棄物の処理に関する計画

- 資源化推進係
 - (1)一般廃棄物の資源化及び減量化
 - (2)3R活動の普及及び啓発
 - (3)事業系一般廃棄物の資源化計画及び減量化計画

■業務課

- 業務第一係
 - (1)課の庶務
 - (2)し尿の処理の業務計画及び実施指導
 - (3)し尿処理の委託並びに委託業者の指導及び監督
 - (4)指定袋及び粗大ごみ納付券
 - (5)一般廃棄物処理手数料の調定及び収納の総括
 - (6)公衆便所の維持管理
 - (7)北九州市環境整備協会
 - (8)浄化槽の設置等の届出書の受理及び調整並びに浄化槽の設置補助事業
 - (9)浄化槽清掃業の許可並びに業者の指導及び監督
 - (10)浄化槽保守点検業者の登録並びに業者の指導及び監督
 - (11)一般廃棄物処理業の許可並びに業者の指導及び監督
- 業務第二係
 - (1)一般廃棄物（し尿を除く。以下この項において同じ）の処理の業務計画及び実施指導
 - (2)一般廃棄物の処理等の委託並びに委託業者の指導及び監督
 - (3)一般廃棄物の処理業務の改善

●まち美化推進係

- (1)道路及び河川の清掃
- (2)生活環境の清潔保持
- (3)衛生総連合会

■施設課

- 施設第一係
 - (1)課の庶務
 - (2)環境事務所その他の施設（他係の所管に属するものを除く）の建設及び管理の総括
 - (3)公衆便所の建設（局の所管に係るものに限る）

- (4)廃棄物最終処分場の建設及び管理の総括
 - (5)廃棄物の調査（局の所管に係るものに限る）
- 施設第二係
 - (1)一般廃棄物の中間処理に係る施設の建設及び管理の総括
 - (2)一般廃棄物の中間処理の業務計画及び実施指導
 - (3)一般廃棄物処理施設（浄化槽を除く）の設置に係る許可及び施設管理の技術指導

— 環境センター —

< 新門司環境センター・日明環境センター・皇后崎環境センター >

■副所長

- 庶務係
 - (1)所の庶務
 - (2)一般廃棄物処理手数料の徴収
 - (3)安全及び衛生管理
 - (4)施設の維持管理
- 指導係
 - (1)一般廃棄物の資源化及び減量化
 - (2)一般廃棄物処理委託業者、一般廃棄物処理業者及び産業廃棄物処理業者の指導及び監督
 - (3)ごみ容器、便所等の改善の指導
 - (4)一般廃棄物処理委託地区内の一般廃棄物排出に係る市民指導
 - (5)環境教育等の啓発
 - (6)その他廃棄物の処理
- まち美化係
 - (1)生活環境の清潔保持
 - (2)廃棄物の不法投棄の取締り
 - (3)環境事業協力団体との連絡調整
- 業務第一係
- 業務第二係
- 業務第三係
 - (1)廃棄物の収集、運搬及び処分

- (2)事業用機器の管理
 - (3)一般廃棄物処理直営地区内の一般廃棄物排出に係る市民指導
- 運輸係
 - (1)車両の維持管理
 - (2)配車
 - (3)安全運転
 - (4)車両の事故
 - 新門司環境センター新門司工場
 - 日明環境センター日明工場
 - 皇后崎環境センター皇后崎工場
 - (1)工場の庶務
 - (2)工場の維持管理
 - (3)一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処理費用の徴収
 - (4)1件30万円以下の自動車の修繕の契約及び検収
 - (5)廃棄物の計量及び処理
 - (6)焼却炉及びこれに付属する設備の維持管理
 - (7)廃棄物の焼却処理及び破砕処理（破砕処理にあつては、日明環境センター日明工場に限る）
 - (8)その他環境センター工場の運営

— 環境科学研究所 —

■次長

- (1)所の庶務
- (2)所の予算及び決算
- (3)検体の受付及び手数料の収納
- (4)1件50万円以下の試験検査用の試薬、消耗器材及び機器の購入、修繕等の契約及び検収
- (5)業務統計、所報、月報等
- (6)研究用の機器及び資材の整備及び保管
- (7)施設の維持管理
- (8)大気環境に係る試験、調査及び研究
- (9)生活衛生に係る試験、調査及び研究
- (10)微生物に係る試験、調査及び研究
- (11)水質環境に係る試験、調査及び研究

■付属機関

□北九州市環境審議会

環境基本法第44条に基づき、環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、北九州市環境基本条例第29条に定めるところにより、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される、市長の諮問機関。

□北九州市環境影響評価審査会

北九州市環境影響評価条例第30条に定めるところにより、この条例の施行に関して、必要な技術的事項を調査審議する、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される、市長の諮問機関。

□北九州市公害健康被害認定審査会

公害健康被害の補償等に関する法律に基づく、公害認定患者の認定更新及び障害等級に関する審査や、認定患者の死亡に伴う補償給付の支給に関する審査を実施する機関。

□北九州市公害健康被害補償診療報酬審査会

公害健康被害の補償等に関する法律に基づく診療報酬に関する審査を実施する機関。

2. 施設概要

■施設分布図(平成25年4月現在)

環境局は、3環境センター、3工場、1処分場及び1科学研究所などの施設を有し、収集・運搬・処理・処分・分析を行っています。



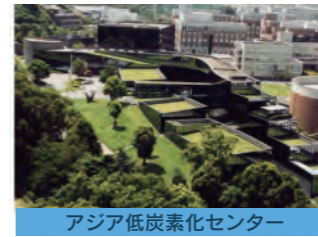
北九州市エコタウンセンター



響灘ビオトープ



環境ミュージアム



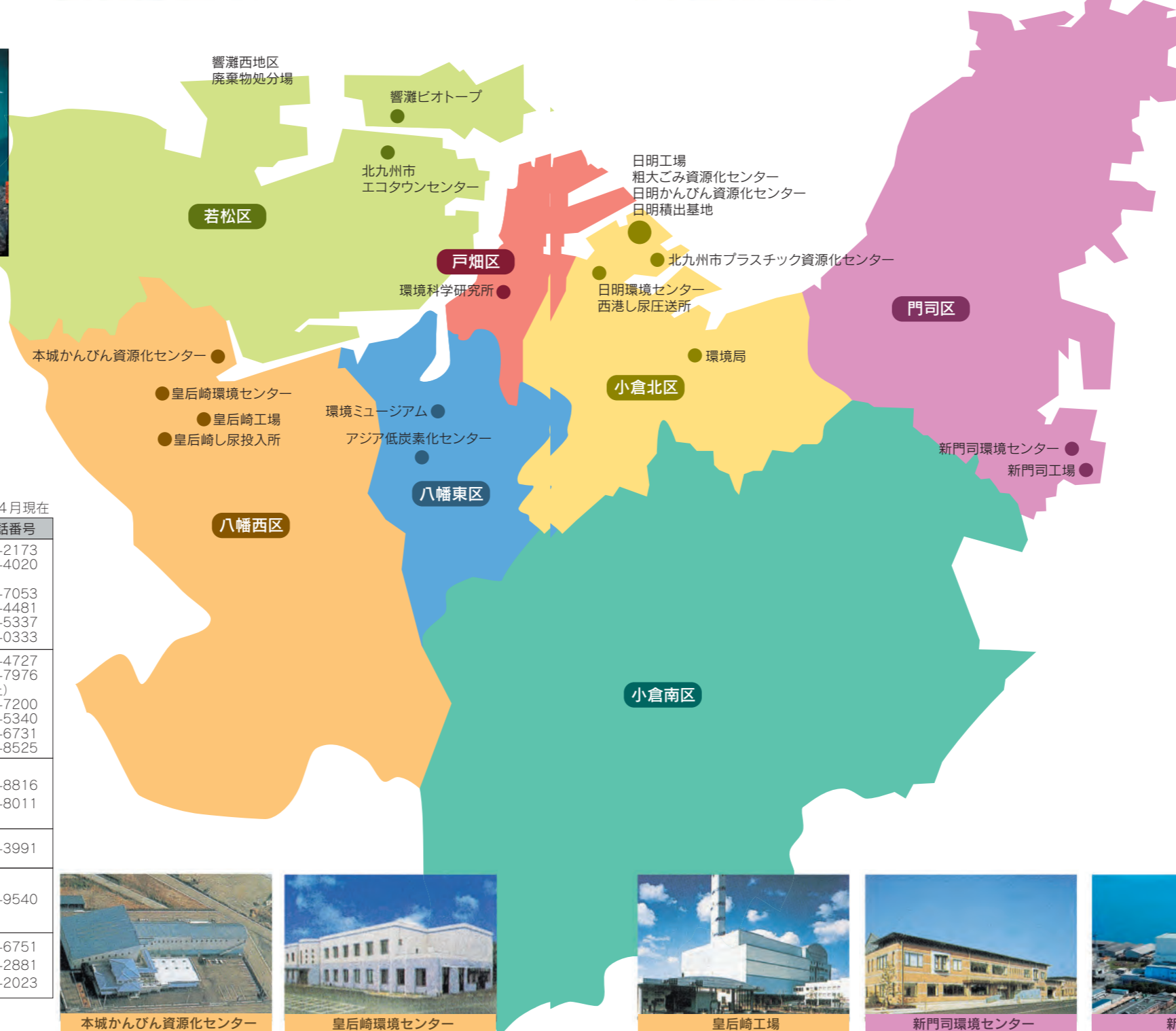
アジア低炭素化センター



環境科学研究所



響灘西地区廃棄物処分場全景(平成18年9月)



■施設一覧表

平成25年4月現在

	施設名称	所在地	電話番号
事務所	環境局	小倉北区内1番1号	582-2173
	アジア低炭素化センター	八幡東区平野一丁目1番1号 (北九州市国際村交流センター)	662-4020
	新門司環境センター	門司区新門司三丁目78番地	481-7053
	日明環境センター	小倉北区西港町24番地	571-4481
	皇后崎環境センター	八幡西区夕原町2番10号	631-5337
ごみ処理施設	環境科学研究所	戸畑区新池一丁目2番1号	882-0333
	新門司工場	門司区新門司三丁目79番地	481-4727
	日明工場 (粗大ごみ資源化センター)	小倉北区西港町96番地の2 (同上)	581-7976 (同上)
	日明かんびん資源化センター	(同上)	583-7200
	北九州市プラスチック資源化センター	小倉北区西港町86番13号	591-5340
し尿処理施設	皇后崎工場	八幡西区夕原町2番1号	642-6731
	本城かんびん資源化センター	八幡西区洞北町7番10号	693-8525
埋立地	西港し尿圧送所	小倉北区西港町24番地	561-8816
	皇后崎し尿投入所	八幡西区夕原町2番4号	641-8011
海上運送施設	響灘西地区廃棄物処分場	若松区大字小竹地先	771-3991
	日明積出基地	小倉北区西港町97番地の3	581-9540
その他	環境ミュージアム	八幡東区東田二丁目2番6号	663-6751
	北九州市エコタウンセンター	若松区向洋町10番地の20	752-2881
	響灘ビオトープ	若松区響町一丁目126番1号	751-2023



本城かんびん資源化センター



皇后崎環境センター



皇后崎工場



新門司環境センター



新門司工場



日明工場



日明工場粗大ごみ資源化センター



日明かんびん資源化センター



日明積出基地



日明環境センター



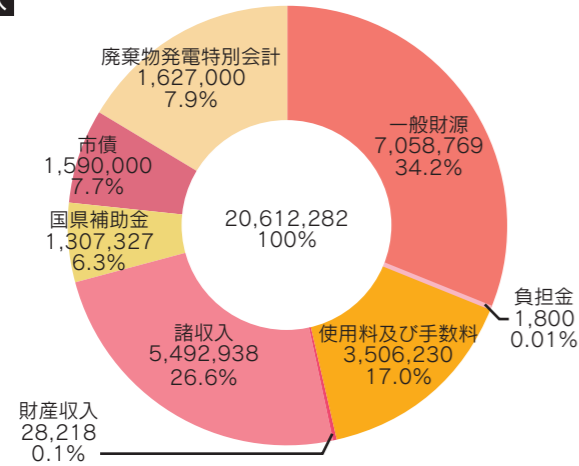
北九州市プラスチック資源化センター

3. 予算

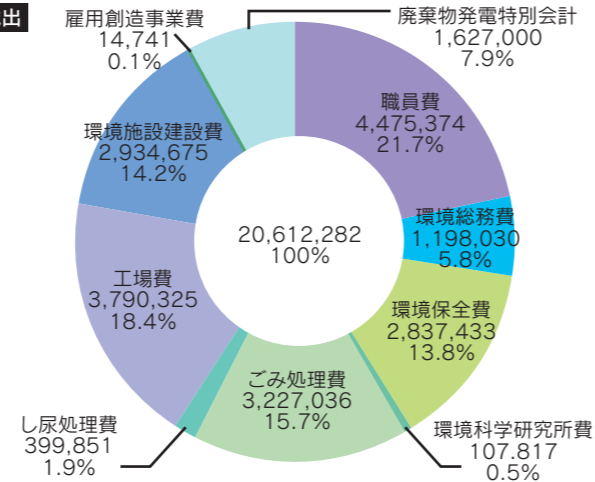
■平成25年度当初予算額 (単位:千円)

a. 一般会計 + 特別会計

歳入

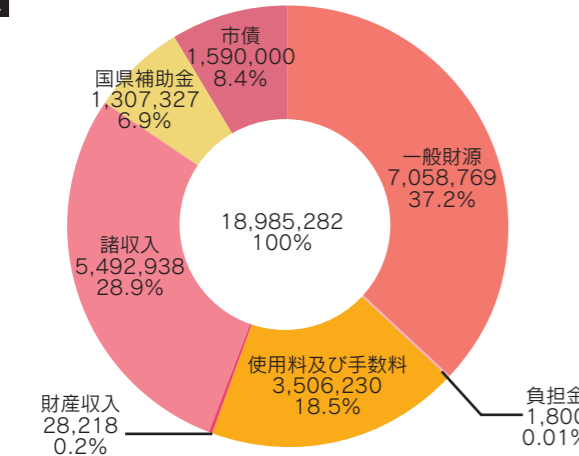


歳出

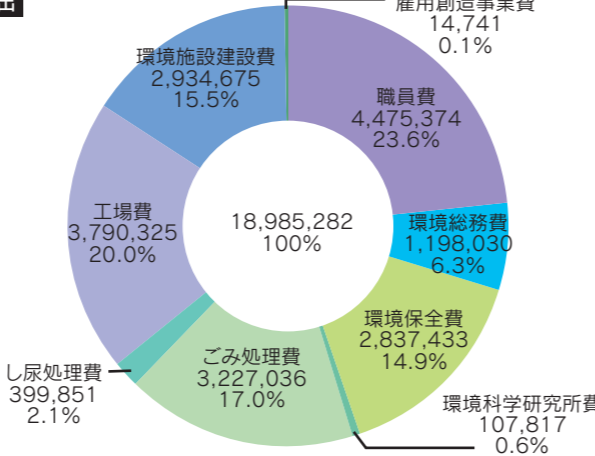


b. 一般会計

歳入

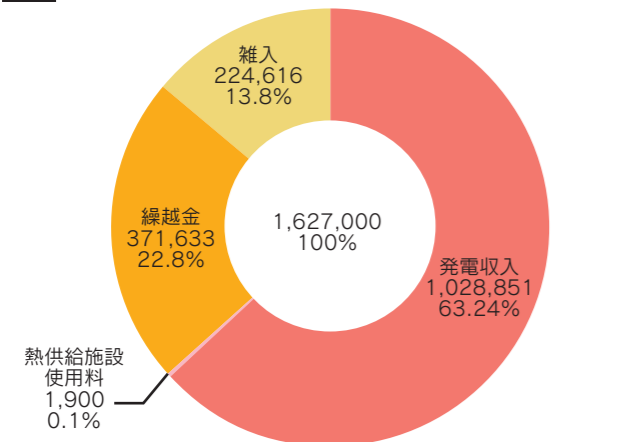


歳出

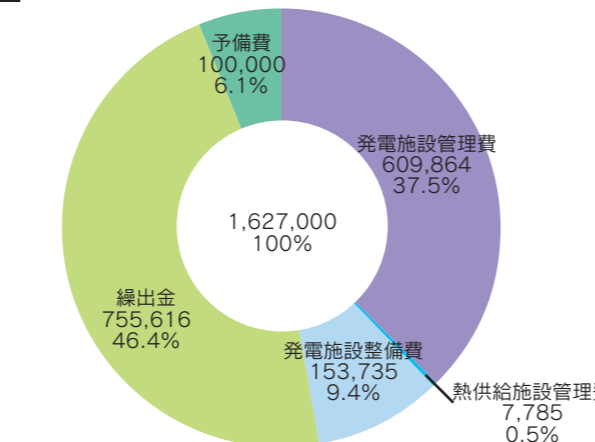


c. 特別会計

歳入



歳出



特別会計：特定の事業を行う場合、特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般会計から収支経理を分離して別に会計を行うものを指す。

■直近5年間の予算の推移

◆歳入

(単位:千円)

年度	負担金	使用料及び手数料	国県補助金	財産収入	諸収入	市債	一般財源	一般会計の計	廃棄物発電特別会計	合計
21	10,605	4,077,873	82,615	29,088	2,889,835	712,000	7,913,353	15,715,369	1,040,000	16,755,369
22	10,194	3,672,087	92,923	39,898	3,938,480	637,000	7,163,686	15,554,268	1,304,000	16,858,268
23	1,800	3,438,719	92,635	31,222	6,246,743	492,000	7,667,823	17,970,942	1,460,000	19,430,942
24	1,800	3,497,360	325,987	29,215	5,382,613	1,598,000	7,781,893	18,616,868	1,368,000	19,984,868
25	1,800	3,506,230	1,307,327	28,218	5,492,938	1,590,000	7,058,769	18,985,282	1,627,000	20,612,282

年度	負担金	使用料及び手数料	国県補助金	財産収入	諸収入	市債	一般財源	一般会計の計	廃棄物発電特別会計	合計
21	0.06%	24.3%	0.5%	0.2%	17.2%	4.2%	47.2%	93.8%	6.2%	100%
22	0.06%	21.8%	0.6%	0.2%	23.4%	3.8%	42.5%	92.3%	7.7%	100%
23	0.01%	17.7%	0.5%	0.2%	32.1%	2.5%	39.5%	92.5%	7.5%	100%
24	0.01%	17.5%	1.6%	0.1%	26.9%	8.0%	38.9%	93.2%	6.8%	100%
25	0.01%	17.0%	6.3%	0.1%	26.6%	7.7%	34.2%	92.1%	7.9%	100%

◆歳出

(単位:千円)

年度	職員費	環境総務費	環境保全費	環境科学研究費	ごみ処理費	し尿処理費	工場費	環境施設建設費	雇用創造事業費	一般会計の計	廃棄物発電特別会計	合計
21	4,910,908	857,433	633,633	115,742	3,859,039	417,751	4,052,192	868,671	—	15,715,369	1,040,000	16,755,369
22	4,785,925	1,459,197	550,507	111,794	3,550,737	412,505	3,878,199	789,813	15,591	15,554,268	1,304,000	16,858,268
23	4,720,257	2,115,567	2,753,651	113,280	3,648,931	412,758	3,845,869	346,538	14,091	17,970,942	1,460,000	19,430,942
24	4,594,616	1,439,049	2,870,298	124,578	4,766,738	406,797	3,754,640	619,706	40,446	18,616,868	1,368,000	19,984,868
25	4,475,374	1,198,030	2,837,433	107,817	3,227,036	399,851	3,790,325	2,934,675	14,741	18,985,282	1,627,000	20,612,282

年度	職員費	環境総務費	環境保全費	環境科学研究費	ごみ処理費	し尿処理費	工場費	環境施設建設費	雇用創造事業費	一般会計の計	廃棄物発電特別会計	合計
21	29.3%	5.1%	3.8%	0.7%	23.0%	2.5%	24.2%	5.2%	—	93.8%	6.2%	100%
22	28.4%	8.7%	3.3%	0.7%	21.1%	2.4%	23.0%	4.7%	0.1%	92.3%	7.7%	100%
23	24.3%	10.9%	14.2%	0.6%	18.8%	2.1%	19.8%	1.8%	0.1%	92.5%	7.5%	100%
24	23.0%	7.2%	14.4%	0.6%	23.9%	2.0%	18.8%	3.1%	0.2%	93.2%	6.8%	100%
25	21.7%	5.8%	13.8%	0.5%	15.7%	1.9%	18.4%	14.2%	0.1%	92.1%	7.9%	100%